

10 株式所有の報告（国公法第 103 条第 3 項）

営利企業について、株式所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は報告を徴することができる。

内容

- ◆ 所属機関と密接な関係にある株式会社の発行済株式総数の 3 分の 1（特例有限会社の場合は 4 分の 1）を超える株式を所有する場合等に、報告が必要となります。
 - ◆ この報告義務は職位等にかかわらず全職員に課せられています。
- ※ この報告とは別に、国家公務員倫理法第 7 条第 1 項により、本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、株取引等報告書を提出する必要があります。